

職員研修施設に関する調査 ＜調査結果に基づく勧告＞

ポイント

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）の運営等は各府省に任されているが、その稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることから、国有財産の売却又は有効活用や、施設の効率的な運用を推進する観点から、研修施設の設置状況、研修の実施状況等を調査し、

- (1) 研修施設の廃止、縮小等
 - (2) 宿泊施設の廃止等
 - (3) 体育施設の廃止等
 - (4) 業務に直接関係しない内容の研修等の廃止
 - (5) 研修に要する実費相当分の費用の徴収
- などを、研修施設を設置している全 12 府省に対し、勧告を実施

- 「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。
- 本行政評価・監視は、総務省行政評価局が、平成 21 年 12 月から実地調査を行い、取りまとめたものです。

調査の背景と勧告事項

背景

- 研修施設は、本府省に中央研修機関のみを設置しているもの、地方に研修支所等を複数設置しているもの、単独の研修施設を設置しているもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様となっている。
- 政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則とし、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化、国有財産の一層の有効活用が求められている。
- 内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国土交通大学校が対象となり、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところ。

主な勧告事項

- 1 研修施設の廃止、縮小等**
稼働率が低調となっているなどの研修施設の廃止、縮小等、民間施設に宿泊する場合に比べて国費の支出が割高になっている宿泊施設の廃止、縮小など
- 2 効率的な研修の実施の推進**
業務に直接関係しない内容の研修等の廃止、重複した内容の研修・知識を付与するための研修の実施方法の見直し、研修の廃止を含めた抜本的な見直しなど
- 3 運営の適正化**
一般競争契約等の競争性の高い契約方式へ移行、研修に要する実費相当分の費用の徴収など
- 4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進**
研修施設の利用及び運営の実態を府省全体で把握し、それらの分析結果に基づいて、研修施設のコスト縮減など研修施設の見直し

- 本調査は、各府省に設置されている研修施設の設置状況、研修施設における研修の実施状況、研修施設の活用状況等について、国有財産の売却又は有効活用や、施設の効率的な運用を推進する観点から、網羅的に調査

- 12 府省 41 研修所の 121 施設

府省	研修所数	支所等を含む施設数
内閣府	2	2
国家公安委員会 (警察庁)	4	10
総務省	4	4
法務省	3	20
外務省	1	2
財務省	4	39
厚生労働省	5	6
農林水産省	4	13
経済産業省	1	1
国土交通省	8	19
環境省	2	2
防衛省	3	3
12 府省	41 研修所	121 施設

1 研修施設の廃止、縮小等

背景事情等

- 政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則としているところ
- 研修施設の設置・運営は各府省に任されており、研修施設は、本府省に中央研修機関のみを設置しているもの、地方に研修支所等を複数設置しているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様
- 研修施設については、行政刷新会議で「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」とされ、また、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日国有財産の有効活用に関するフォローアップ有識者会議）等において、廃止や移転、各府省共用による施設の効率的な運用を図ることとされているところ

調査結果

- 研修施設を廃止することが可能とみられるもの（2 府省 2 研修施設）
 - ・ 施設の稼働率が極めて低調となっているなど、既存の庁舎内の会議室等で研修を実施することが可能なもの（内閣府沖縄総合事務局研修所<稼働率：教室平均 9.1%、宿泊施設 4.6%>など）【資料 4 事例 1、2】
- 研修施設を縮小することが可能とみられるもの（2 府省 2 研修施設）
 - ・ 広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることから、施設の大幅な縮小が必要なもの（農林水産省農林水産研修所つくば館水戸ほ場<敷地 40ha のうち 11ha 以上未利用>など）【資料 4 事例 3、4】
- 府省内での一体的な運用等により廃止等することが可能とみられるもの（4 府省 9 研修施設等）
 - ・ 研修支所の教室や宿泊施設の稼働率が全般的に低調、また、必要性が乏しい体育施設を保有するなど非効率な状況となっていることから、省内での一体的な運用等により支所の廃止等が必要なもの（法務省（法務総合研究所札幌支所<稼働率：教室平均 4.2%、宿泊施設 11.4%>など）【資料 4 事例 6】
 - ・ 教室や宿泊施設の稼働率が低調、また、約 600m 圏内に同一省の他の研修施設が所在するなど、省内での一体的な運用等により縮小等が必要なもの（農林水産省（農林水産研修所<稼働率：教室平均 14.5%、宿泊施設 18.9%>など）【資料 4 事例 7】
- 研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの（1 府省 1 研修施設）
 - ・ 研修施設としては、研修実施日数が年間 6 日と極めて低調な稼働状況となっており、また、危機管理施設である油汚染鳥の 2 次処理施設としては利用実績がないため、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理機能については、近隣の他施設等への機能移転について検討が必要なもの（環境省水鳥救護研修センター）【資料 4 事例 9】

勧告要旨

- 稼働率が低調となっている研修施設などについては、廃止、縮小等すること。

報告書

P 2～7、P 15～76

(注) 教室平均稼働率は、年 242 日に対する、教室使用日数を平均した日数の割合
宿泊施設稼働率は、延べ宿泊定員に対する、延べ宿泊者数の割合

調査結果

- 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの（7府省 15 研修施設）
 - ・ 民間施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設を設置しているもの（経済産業省経済産業研修所など）【資料5】
- 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの（8府省 19 研修施設）
 - ・ 研修を実施するに当たって必要性の乏しい体育施設を設置しているもの（環境省環境調査研修所など）【資料6】

勧告要旨

- 宿泊施設を廃止等すること。
- 体育施設を廃止等すること。

報告書
P 2～7、P77～98

2 効率的な研修実施の推進

背景事情等

- 研修施設においては、一般的な知識を付与する研修、階層別研修、専門研修等の多くの種類の研修を実施。研修の実施方法は、合宿形式、集合形式、通信講座の受講、eラーニング等多様
- 毎年度の予算編成の方針において、ムダづかいや不要不急な事業を根絶することとされており、研修についても、その必要性の検証や実施方法等の不断の見直しが求められるところ

調査結果

- 業務に直接関係しない内容の研修などを、国費により実施しているもの（5府省 12 研修施設 25 研修）
 - ・ 単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの（内閣府沖縄総合事務局研修所）【資料7】
- 府省内の複数の研修実施機関で重複した内容の研修を実施しているもの等（3府省 4 研修施設 17 研修）
 - ・ 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれで実施しているもの（国土交通省国土交通大学校と地方整備局）【資料8】
- 研修施設の設置目的外の研修を実施しているなど、研修の在り方を見直す必要があるもの（1府省 1 研修施設 25 研修）
 - ・ 未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を実施しているもの（農林水産省農林水産研修所つくば館水戸ほ場）【資料9】

勧告要旨

- 業務に直接関係しない内容の研修等を廃止すること。
- 重複した内容の研修、知識を付与するための研修等の実施方法の見直しをすること。
- 研修の廃止を含めた抜本的な見直しをすること。

報告書 P99～176

3 運営の適正化

背景事情等

- 政府は、「公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成18年2月及び19年11月）等に基づき、調達については随意契約から一般競争契約への移行などに取り組んできているが、国の支出を抑える観点から更なる徹底が求められるところ
- 現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、研修の実施に要する費用について、国が負担するか否かについては厳格な判断が求められるところ

調査結果

- 競争性の高い契約方式への移行が可能でありながら、永年にわたり随意契約を行っているもの（2府省2研修施設）【資料10】
 - ・ 宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人与随意契約しているもの（厚生労働省国立保健医療科学院）
 - ・ 清掃業務について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を締結しているもの（農林水産省関東地方農政局土地改良技術事務所）
- 研修に要する費用の徴収が適正を欠くもの（3府省14研修施設）【資料11】
 - ・ 研修対象以外の受講者から研修に要する実費相当分の費用の徴収を求めているもの（国土交通省航空保安大学校岩沼研修センターなど）

勧告要旨

- 一般競争契約等の競争性の高い方式へ移行すること。
- 研修に要する実費相当分の費用を徴収すること。

報告書 P177～209

4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進

背景事情等

- 各府省が平成22年から実施している「行政事業レビュー」において、事業の十分な実態把握により、組織等の不断の見直しを図ることとされたところ

調査結果

- 本府省等では研修施設の利用及び運営の実態把握等が不十分
 - ・ 本府省等に研修計画、研修実績、施設の稼働状況を全く報告していないものあり（4府省11研修施設）
 - ・ 研修計画及び研修実績を報告しているものが一定程度みられるものの、稼働状況を報告しているものは2府省2研修施設のみ
 - ・ すべての研修施設の運営実態を統一的に把握・分析している本府省なし

勧告要旨

- 研修施設の利用及び運営実態を府省全体で把握し、それらの分析結果に基づいて、研修施設のコスト縮減など研修施設の見直しを行うこと。

報告書 P210～219

- ① 各府省が保有している41研修所121施設のうち、研修施設の廃止、縮小等を指摘したものは、19研修所34施設<28.1%>
- ② ①で指摘した34施設に係る主な資産の国有財産台帳価格は400.0億円（土地：281.3億円、主な建物：118.7億円）
- ③ ①の指摘に加え、効率的な研修の推進、研修に係る運営の適正化を指摘した研修施設は、全体で26研修所58施設<47.9%>

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官	:	やす	はら	ひで	き
		安	原	英	樹
調査官	:	ふる	さわ	よし	あき
		古	澤	良	章
上席評価監視調査官	:	まち	だ	ひろ	ゆき
		町	田	弘	之
上席評価監視調査官	:	くす	もと	くに	たか
		楠	本	薫	貴

電話（直通） 03-5253-5441

FAX 03-5253-5436

インターネット <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 調査結果等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html